

平成 30 年第 2 回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成 30 年 12 月 26 日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田 1234 番地 北広島町役場 4 階 委員会室													
議 長	先川 和幸													
開閉会日時及び宣告	開 会	平成 30 年 12 月 26 日 午後 2 時 00 分												
	閉 会	平成 30 年 12 月 26 日 午後 3 時 52 分												
<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
1	前 重 昌 敬	○	5	中 田 節 雄	○									
2	熊 高 昌 三	○	6	青 原 敏 治	○									
3	金 行 哲 昭	○	7	伊 藤 久 幸	△									
4	美 濃 孝 二	○	8	先 川 和 幸	○									
会議録署名議員	1 番 前 重 昌 敬		2 番 熊 高 昌 三											
地方自治法第 121 条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	箕 野 博 司	事務局長	児 玉 一 朗										
	副管理者代理	竹 本 峰 昭	所 長	村 田 浩 章										
	監査委員	木 原 張 登												
議 事 日 程	日程第 1 会議録署名議員の指名について													
	日程第 2 会期の決定について													
	日程第 3 諸般の報告													
	日程第 4	議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例)											
	日程第 5	議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)											
	日程第 6	議案第 6 号	広島県市町総合事務組合規約の変更について											
	日程第 7	議案第 7 号	平成 29 年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について											
	日程第 8	閉会中の継続審査の申し出について												
会議に付した事件	議事日程に同じ													
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員は7名であります。なお、伊藤久幸副議長より、入院療養中のため欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第 1	議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 前重昌敬君及び2番 熊高昌三君を指名いたします。</p>
日程第 2	<p>議 長</p> <p>議会運営委員長</p> <p>議 長</p> <p>議会運営委員長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>本定例会の運営については、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、青原敏治君の報告を求めます。</p> <p>自席にて御報告をお願いいたします。</p> <p>議長。</p> <p>青原君。</p> <p>それでは、私の方から、議会運営委員会の御報告をさせていただきます。</p> <p>本日招集されました平成30年第2回定例会の運営につきまして、去る12月6日に議会運営委員会を議長出席のもと開催をいたしました。</p> <p>本定例会への提出議案は、4件でございます。事務局から議案の説明を受け、協議いたしました結果、会期につきましては、本日1日限りということに決定をさせていただきました。</p> <p>議案の内容につきましては、お手元に配付してあります提出議案書のとおりでございます。</p> <p>なお、閉会中の継続審査につきましては、議長に申し出をいたしました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただいまの委員長の報告のとおり、会期は、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 3	議 長	<p>〔「異議なし」というものあり〕</p> <p>御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日間と決定いたしました。</p> <p>日程第 3、「諸般の報告」をいたします。</p> <p>初めに、本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、事務局長、所長及び木原監査委員です。</p> <p>なお、副管理者が所用により欠席のため、代理として安芸高田市の竹本副市長に出席していただいておりますので、御報告いたします。</p> <p>次に監査委員から、平成30年度第1回及び第2回定例監査並びに平成29年度下半期及び平成30年度上半期分の例月出納検査の報告及び平成30年度下半期の例月出納検査の報告を受けております。お手元に配付しておりますので、御了承を願います。</p> <p>それから、私事ではございますけれども、先般、安芸高田市議会の方で、議長、副議長、各委員会の改選がございましたが、引き続き、私が議長ということで選任いただきました。また、本組合の議員につきましても変更はございませんでしたので、この場をお借りしまして、御報告をさせていただきます。</p> <p>どうぞ引き続き、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で、諸般の報告を終わります。</p>
日程第 4	議 長  管 理 者	<p>日程第4、議案第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略いたします。提案理由の説明を求めます。</p> <p>管理者、箕野博司君。</p> <p>はい。</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>〔一同「こんにちは」〕</p> <p>提案理由の説明ということでございますが、その前に、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本年も、残りあとわずかとなってまいりましたが、皆様方におかれましては、年末の御多忙の中、本日の組合議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議員各位には、平素より組合運営に御支援・御協力をいただき、心から感謝を申し上</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>げます。</p> <p>先ほど報告がございましたが、先川議長様には、引き続きよろしくお願いをいたします。また、組合議員の皆様におかれましても引き続き、御指導・御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げるところでございます。</p> <p>それでは、議案第4号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由を説明いたします。お配りしております提出議案書の2ページ目をお願いいたします。</p> <p>議案第4号「専決処分の承認を求めることについて」です。</p> <p>平成30年第2回北広島町議会で、特別職の職員等の旅費の日当を支給しないこととするための特例条例が可決されました。それに伴いまして、北広島町の条例を準用しております本組合におきましても、条例改正を早急に行う必要があり、専決処分を行いました。この件につきまして、承認をお願いするものでございます。</p> <p>詳細につきましては、事務局から説明しますので、よろしくお願いをいたします。</p>
	議 長	引き続き詳細について、事務局に説明を求めます。
	事務局長	議長。
	議 長	事務局長、児玉君。
	事務局長	<p>はい。失礼いたします。専決処分の承認を求める議案第4号でございますが、事務局より少し説明させていただきます。</p> <p>提出議案書の3ページに専決処分書の内容がございます。6月20日付けでございますけれども、芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例につきましての専決処分でございます。</p> <p>内容につきましては、引用する条例番号の変更でございまして、別紙の資料1をご覧くださいと思います。</p> <p>資料の1の下の方の部分ですけれども、参考の1が北広島町の条例です。参考2の方に、参考2の方にございますけれども、出張の際の日当が支給されていたんですけれども、経費削減ということで7月1日から廃止するというもので、県内1,100円、県外1,700円の手当が支給されないということで、職員の給与等の準用条例によりまして、北広島町と同様に措置しております関係上、専決処分により対応させていただいたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>これをもって提案理由の説明を終わり、これより質疑に入りま</p>
	議 長	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 5	議 長	す。 質疑はありませんか。 〔「質疑なし」と言う者あり〕
	議 長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 〔「討論なし」と言う者あり〕
	議 長	討論なしと認めます。 これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第4号「専決処分の承認を求めることについて」 を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。 〔賛成者起立〕
	議 長	起立多数であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。
	議 長	日程第5、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて」 を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略いたします。提案理由の説明を求め ます。
	管 理 者 議 長 管 理 者	議 長。 管理者、箕野博司君。 提出議案書の4ページをお開きください。 議案第5号「専決処分の承認を求めることについて」です。 平成30年6月3日、北広島町壬生において発生した本組合所有 の収集車両による事故に関し、早急に原状回復する必要があり、 和解及び損害賠償の額の決定について専決処分させていただきました。 北広島町職員が組合車両を借用し、起こした事故でございまして、 町長の立場からも、組合の皆様にお詫びを申し上げる次第で あります。 事故の概要につきましては、後ほど、事務局より説明いたしま すが、幸い、物損事故のみでしたが、所有する車両を貸した組合 側にも責任があると感じております。誠に申し訳ございませんで した。 なお、損害賠償金につきましては、一般財団法人全国自治協会 の、自動車損害共済事業から、全額補てんされております。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者  議 長 事務局長 議 長 事務局長	<p>以上、お詫びを申し上げますとともに、御承認の程、よろしく お願いいたします。</p> <p>詳細について、事務局に説明を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。それでは、事務局の方から詳細につきまして、御説明さ せていただきます。今回の事故につきましては、地域の方に御迷 惑をおかけすることになり、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、資料 2 の方をご覧ください。表の方に、表面、裏面 ございますが、表の方に事故の概要として説明がございます。</p> <p>この事故は、平成 30 年 6 月 3 日、日曜日の 16 時頃に起きた事 故で、北広島町の壬生にあります、広島市信用組合千代田支店の 建物の庇に、組合のパッカー車がぶつかりまして、庇にあった樋 を壊した、というものです。</p> <p>運転していたのは、北広島町の商工観光課の職員で、「壬生の花 田植」の行事がございまして、会場から出るごみを集めるために、 組合所有のパッカー車を借りていたものです。市信用さんの駐車 場が、イベント関係者の駐車場でしたので、そこに車を止めてい たんですが、バックして出る時に、庇の樋にぶつかりまして、そ の修理費、248,400 円を組合の車両保険から賠償しております。</p> <p>幸い、けがをされた方はいらっしゃらないということで、パッ カー車の方も擦り傷程度で、損傷はありませんでした。</p> <p>資料 2 の裏面の方に貸し出し簿、使用許可申請書と受付ですが、 それを付けております。議会運営委員会で資料の要請があったも のでございます。</p> <p>以上です。申し訳ございませんでした。</p>
	議 長  4 番議員 議 長 4 番議員	<p>これをもって提案理由の説明を終わり、これより質疑に入りま す。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>議長。</p> <p>4番、美濃孝二君。</p> <p>4番、美濃です。</p> <p>これは、議会運営委員会でも議論になりましたけれども、町の 職員が組合の車を借りて事故を起こしたと。大きくて、バックす る際、慣れてないので物損でなつたと。もし、人身ということに なれば大変なことになったのではないかと。で、その時に、貸し</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>4 番議員</p> <p>事務局長 議 長 事務局長</p> <p>4 番議員 議 長 4 番議員</p> <p>議 長 管 理 者 議 長 管 理 者</p>	<p>出しの要綱、資料2で出されていますけれども、まあ、早く言えばどなたでも借りられると、いう条件でいいのかどうか。やはり、きちっと見直しをして、車を運転できる能力がある人とか、できれば安易に貸さない方がいいんじゃないか、というふうに思うわけですが、事務局の考えを伺いたいと思います。</p> <p>議長。 答弁を求めます。事務局長。</p> <p>はい。おっしゃった車両の貸し出しの対象者についてでございますけれども、議運の方でも御意見がございました。他市町の方も少し聞き取りをしております。例えば庄原市さんですと、市の関係部署にダンプを貸すことはあるんですけども、パッカー車を貸すことはないということでした。また、三原市さんの方もですね、市の関係部署に貸し出しはするんですけども、ダンプのみである、ということでした。三次市さんは、パッカー車の貸し出しはしているんですけども、やはり運転に自信のある方なので、特定の人しか借りられないということでございます。安芸太田町さんですとかは、車両については、何も貸すことはないということでございます。こういう近隣市町の状況を考えまして、パッカー車の貸し出しというのは、再考が必要かなとは思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>議長。 はい、4番、美濃孝二君。</p> <p>非常に危険な車じゃないかと。慣れている人でも、巻き込まれたりするという事件があります。ですので、やはり、ここにありましたように、たちまち、そういう点では、規制を、貸さないようにしていると。特定の人に限定されているということ鑑みて、貸し出しのための要綱、ルールをきちっと定めるべきだと思っております。まあ、再考する、ということですが、貸し出しを見直すおつもりがあるかどうかお伺いします。</p> <p>答弁を求めます。 議長。 箕野博司君。</p> <p>パッカー車の貸し出しについては、基本的には貸し出さないと、いうことで運用させていただきたい、というふうに思っております。まあ、今たちまちの報告もありましたけれども、まあ、特殊</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>的な車両でありますので、そういう整理にさせてもらおうというふうに思っております。</p>
	議 長	<p>答弁を終わります。 他に質疑はありませんか。</p>
	1 番議員	<p>いいですか。</p>
	議 長	<p>はい、1番、前重昌敬君。</p>
	1 番議員	<p>今の件に関しまして、まず、1点。パッカー車ということでありましたが、その他のダンプ等ですね、この辺についてはどうなのか。その辺をどうされるのか、ということが1点とですね、もう1点は、こういうパッカー車等、お聞きしてみるんですが、その施設内での講習ですよ、どうしても特殊な形で、議員の方もおっしゃられたように、よく巻き込まれたりするという案件が、これ結構起きるとお思います。そういった中で、施設的な形でそういう講習会等は、なされている状況にあったのかどうか、また今回そういう形が起きたということで、事前の、操作といたしましうか、そうした形を採られていたのかどうか、その2点をちょっとお聞きしたいと。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。</p>
	事務局長	<p>議長。</p>
	議 長	<p>児玉一朗君。</p>
	事務局長	<p>はい。パッカー車の貸し出しについての件でございますけれども、まず、貸し出しの際、パッカー車については、操作の説明はしております。ただ、組合の職員につきましては、組合の職員の研修というのを定期的に行っているわけではないですが、使用時に、使い方については、把握しております。今、収集人員につきましては、収集運搬の作業員の方は民間委託しておりますけれども、そちらの方では、毎日点検、そういった形の事は、各社においてされている状況でございます。これまでも、パッカー車については、北広島の場合、特定の、よく知っている方が借りられていたという状況もございまして、今回、初めて、確かに、この方は借りたということもございまして、そこの指導といたしますか、使用方の説明というのが、少し、少なかったというのは、事実でございます。</p> <p>以上です。</p>
	議 長	<p>答弁を終わります。他に・・・ 〔「ダンプの件」という者あり〕</p>



事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 事務局長	<p>じゃ、答弁を。</p> <p>もう1点、ダンプについてでございますけれども、ダンプにつきましては、これまでも事故的なものはないのと、それと特殊ではあるんですけれども、市町さんからの要望も多い状況ですので、ダンプについては、これまで通り、貸すような形で、したいと思っております。ただ、議員さん御提案のように、貸し出しについての教育ですとか、そのあたりの取り扱いの注意事項というのを、貸し出し時に徹底するとともにですね、運転者の方の状況につきましても、判断しながらしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。</p>
	他に質疑はありますか。	
	2 番議員	<p>議長。</p>
	議 長	<p>2番、熊高昌三君。</p>
	2 番議員	<p>この件に関しましては、今、美濃議員もおっしゃいましたし、前重議員もおっしゃったんで、それに対して、箕野町長、管理者の方から、「もうパッカー車は貸し出さん。」、というようなお答えをいただいたんで、それはそれとして、一つの決着かなと思うんですが、地域の利便性とか、そういうのも含めて、これまでそういう便宜をみておったという経緯もあると思うんで。</p> <p>まあ、貸さないということは、管理者としては一定の整理が出来るんだと思いますが、使用する地域の皆さん、あるいは町の職員の皆さん、市の職員の皆さん、そういったことも含めて、一定の貸出規則があるのかなのか、今の答弁ではわかりませんが。</p> <p>まあ、そういったものも整理されながら、安全が十分確保できれば、そういった利便性というのも必要ではないかなあという気もするんで、そこらも、今の状況では貸し出さないという、一定の方向は言われましたが、いろんな角度から検討してですね、そういったことも含めて最終的に、そういう取り決めを、規約ですかね、規則ですか、そういったものも出しながら、しっかりと検討いただきたいと、いうふうに思いますが、いかがでしょう。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。</p>
	管 理 者	<p>議長。</p>
	議 長	<p>はい、管理者、箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>はい。たちまち、貸さないということで運用させてもらおう</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>とと思いますけれども、今、提案がございましたように、安全が担保できるようなルール作りが出来るとすればですね、そういうルールを守って、安全を確保しながら貸し出すという方法が見つかれば、そういうふうにさせてもらいたいと思っておるところでございます。</p>
	議 長	<p>以上で、答弁を終わります。</p>
	2 番議員	<p>議長。</p>
	議 長	<p>はい、2番、熊高昌三君。</p>
	2 番議員	<p>それで、了解しましたんで、今後さらに市の、あるいは町の役場の職員の皆さんが使う、というのが原則になるんだと思いますが、逆に言えば、地域の市民の自治組織とか、そういった方も使いたいというのはあるんだと思うんです。私、今回のことで初めて貸し出しができるということを知ったわけですから。そういった事を考えればですね、これは非常に便利がいいものになるかもわかりません。大きなイベントがあれば本当にたくさんのごみが出ますから。そういった事も含めてですね、今、管理者の方から御答弁ありましたんで、そういった事も配慮しながら、しっかり検討いただいて、結論を出していただきたいという事をお願いして質疑を終わります。</p>
	議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
	6 番議員	<p>議長。</p>
	議 長	<p>はい、6番、青原敏治君。</p>
	6 番議員	<p>はい。今、関連になるだろうと思うんですが、このパッカー車を使うのにですね、資格とかいうのは、あるんですかね。まあ、移動式クレーンならねえ、クレーン使用のあれがあるんじゃないけど、そういうようなパッカー車の、使用するのに、そういう許可証かなんかがあるんかないんか、ああいう制度があるかないか。まあ、ああして事故もかなり起きておりますんで、そういうのがあればちょっとお聞かせください。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。</p>
	事務局長	<p>議長。</p>
	議 長	<p>事務局長、児玉一朗君。</p>
	事務局長	<p>はい、あの、議員のおっしゃった、クレーンとかユニックとかについては、そういう資格が必要ですけども、このパッカー車については、回転板操作ということで、特別な資格というのはございません。該当する、運転する免許証ですね、4トン車のパッカ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 6	事務局長	一車であれば、該当する普通免許をお持ちであれば運転できるという状況でございます。
		以上でございます。
	議 長	答弁を終わります。 他に質疑はありませんか。 これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 〔「討論なし」と言う者あり〕
	議 長	討論なしと認めます。 これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて」を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。 〔賛成者起立〕
	議 長	起立全員であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。
	議 長	日程第6、議案第6号「広島県市町総合事務組合格約の変更について」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略いたします。 提案理由の説明を求めます。 管 理 者 議 長 管 理 者 議長。 管理者、箕野博司君。 それでは、提出議案書の6ページをお願いします。 議案第6号「広島県市町総合事務組合格約の変更について」でございます。 広島県市町総合事務組合の規約変更について協議がありましたので、組合を組織している本組合の議会の議決が必要となり、この案を提出させていただいております。 規約変更の内容ですが、7ページに規約の新旧対照表がございます。「宮島競艇施行組合」が、地方公営企業法を全部適用されるということで「宮島ポートルース企業団」に名称変更されることに伴うものであります。 各市町の議会においても、同様の議案の上程があったことと思いますが、御審議の程、よろしく願いいたします。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 7	議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。</p>
		<p>質疑はありませんか。</p> <p>〔「質疑なし」と言う者あり〕</p>
	議 長	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p>
		<p>〔「討論なし」と言う者あり〕</p>
	議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終結いたします。</p>
		<p>これより、議案第6号「広島県市町総合事務組合規約の変更について」を起立により採決します。</p>
		<p>本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。</p>
	議 長	<p>〔賛成者起立〕</p> <p>起立全員であります。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第7、議案第7号「平成29年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を議題といたします。</p>
		<p>この際、議案の朗読を省略いたします。提案理由の説明を求めます。</p>
管 理 者	<p>議長。</p>	
議 長	<p>管理者、箕野博司君。</p>	
管 理 者	<p>議案第7号でございますが、地方自治法 第292条において準用する同法第233条第3項の規定によりまして、平成29年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けまして、認定をお願いするものであります。</p> <p>平成29年度の決算額は、歳入総額687,837,426円、歳出総額662,680,583円でございます。差し引き残額は、25,156,843円となっております。</p> <p>なお、この残額のうち、1,000万円を繰越金として、平成30年度予算に充当しております。</p> <p>詳細につきましては、事務局から御説明申し上げますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>	
議 長	<p>詳細について、事務局に説明を求めます。</p>	
事務局長	<p>議長。</p>	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 事務局長	<p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。議案第7号の平成29年度の歳入歳出決算認定についてでございますけれども、決算に関する資料といたしまして、いろいろ配付させていただいておりますけれども、まず決算認定資料の方をお出しいただきたいと思っております。</p> <p>平成29年度一般会計決算認定資料でございますけれども、2ページの方に総括表がございます。先ほど管理者の方から説明がございましたけれども、歳入につきまして、歳入歳出の決算額、それから歳入歳出差引残額が記載されております。歳入歳出差引残額、25,156,843円でございます。</p> <p>それから、3ページの方にですね、歳入の目別の一覧表がございます。4ページには、歳出の方につきまして、款別の予算現額と決算額の比較を載せております。5ページの方が、決算統計による性質別歳出でございまして、地方公共団体の統一ルールによって分類したものでございます。6ページには、財産に関する調書の詳細といたしまして、備品の納入日と契約金額を掲載しております。減少のあった収集車につきましては、参考のため、消し線で、記載しております。</p> <p>以上で、決算認定資料の説明を終わります。次にすみません、決算書の方を出していただきたいと思っております。黒い背表紙で綴じてあるものです。平成29年度一般会計歳入歳出決算書、決算の内容につきまして、いくつか御説明申し上げます。</p> <p>まず、8ページ、9ページの方、お聞きください。8ページの方、歳入歳出決算、歳入の事項別明細でございます。1款、分担金及び負担金、1目、通常経費負担金でございますが、当初予算額484,748,000円に対しまして、補正予算額2,210,000円を減額しまして、482,538,000円となっております。内訳は、安芸高田市さんの通常経費負担金が、259,033,000円、北広島町さんの負担金が、165,715,000円。それから、29年度から北広島町の芸北地域が組合に加入されたことによる加入負担金が、57,790,000円となっております。この加入負担金につきまして、確定後、当初予算60,000,000円を補正により減額しております。</p> <p>以降、2款の方が、使用料及び手数料ということで、ごみ処理手数料、ごみ袋やきれいセンターへの持ち込みについての収入でございます。3款の財産収入、携帯電話基地局の土地貸付料、財政調整基金の利子、それから、財産売り払い収入として、10,310,000</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>円、一番下の段でございますけれども、これは29年度から、ごみの収集を民間事業者へ完全委託した関係で、不用になるパッカー車やダンプ車を売却したことによる収入でございます。</p> <p>次のページ10ページ、11ページですが、4款の繰入金、歳入の不足分につきまして、財政調整金から当初予算で、110,000,000円の繰り入れを予定しておりましたが、歳出の削減等によりまして、30,000,000円の繰り入れになりまして、その分、補正で減額しております。</p> <p>それから、5款の繰越金、6款の諸収入、アルミ缶や新聞・雑誌等を資源化業者に売却しておりますが、その収入他でございます。</p> <p>備考欄に、11ページの右側ですけれども、備考欄に、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金5,724,000円というのがございます。これは、環境省の間接補助として、財団法人から支給されたもので、地球温暖化対策のための組合の計画立案に対する費用で、コンサルタントへの委託費用、委託業務費用の全額が補助されたものでございます。</p> <p>次のページ、12ページ、13ページは、歳出の事項別明細になります。1款が議会費、2款が総務費でございます。備考の欄の方に内訳がございます。</p> <p>14ページ、15ページでございますが、14ページ、15ページ、中段のところ、2目の財産管理費、25節の積立金ですが、利子分と合わせて58,084,639円、内訳が57,790,000円の積立金、これが北広島町芸北地域の組合加入負担金でございます。相当額全額を財政調整基金に積み立てております。加入負担金の額の確定に伴いまして、補正第2号で減額補正を行っております。下段の方、下の方、3款が衛生費でございます。きれいセンター関係の費用となっております。</p> <p>次のページ、16ページ、17ページでございますが、備考欄にございますように、きれいセンターの電気料ですとか、ダイオキシン類の測定費用、ごみの収集運搬業務の委託料、焼却灰等の資源化委託料他でございます。</p> <p>次のページ、18ページ、19ページもご覧のとおりでございます。備考欄の18節、備品購入費でございますが、カラー複合機、暑さ対策のための冷風機、機械修理、器具製作用のノンガス自動溶接機、書類保管庫、寒さ対策の作業用ヒーターを購入させていただきました。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>次のページ、20 ページ、21 ページでございますけれども、中ほど4 款、予備費でございますして、当初予算額 3,000,000 円に対しまして、642,425 円を充用させていただいております。充用先は、備考欄のとおりでございますして、職員の給与改定等に伴うものでございます。</p> <p>以上、歳入歳出の説明を終わりますけれども、次のページ、22 ページに、実質収支に関する調書がございますして、23 ページから財産に関する調書がございます。24 ページの方が、土地、建物、物権でございます。25 ページの方、物品の増減と現在高を記載させていただいております。先ほどの決算認定資料の方に納入日と取得額の記載のあるものがございます。</p> <p>最後のページ、26 ページでございますけれども、平成 29 年度決算年度末の財政調整基金現在高でございます。繰入で30,000,000 円、取崩しまして、組合加入負担金 57,790,000 円と利子 295,000 円を積立いたしまして、年度末現在高は、332,924,000 円となっております。</p> <p>以上で、決算書の説明を終わらせていただきまして、続きまして行政報告の方、少し説明させていただきます。平成 29 年度行政報告書、黒のテープで留めてあるものでございます。</p> <p>1 ページ 総論でございますけれども、図 1 は、最近よく見かける図ですけれども、持続可能な開発目標ということで国際的な取り組みが行われております。また、温暖化対策についても、最近話題になっておりますが、図 2 にあります、クールチョイスのロゴマークとスローガンを環境省も浸透させようと、今、安芸高田市さんや北広島町さんでもこのマークを活用されて、地球温暖化対策に取り組まれているところでございますが、組合の方でも地球温暖化対策実行計画の策定に平成29年度から着手しているところです。</p> <p>2 ページの方、お聞きいただいて、下の段に、下の方に、表 1 がございます。ごみステーション地域別回収量、平成 29 年度のものでございます。これは、29 年度から芸北地域が組合に加入されたということで、その割合を比較する上で作成しましたけれども、芸北地域の収集量というのは、全体に占める割合というのは、4.1%という状況でございます。右側の割合のところでございますが、芸北地域 4.1%という状況で、組合のごみ処理への影響というのは、それほど大きいものではございませんでした。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>一方、この表から、各地域の特徴というのがわかります。例えば、古紙類の欄を見ていただくとわかるんですが、回収量の下にかっこ書きがありますけれども、それが一人当たりの回収量になるんですけれども、吉田町0.6、八千代町1.2、美土里町1.0と続きます。ここでみますと、例えば向原町0.5、芸北地域2.5、千代田地域2.3とかなり数値に開きがあります。これは、例えば吉田町には、スーパーで古紙を回収している、向原町では地域の自治振興会での古紙回収が活発である、ということからですね、一人当たりのごみステーションへの古紙の排出量というのが少ないのかなという推測にもなります。こうしたデータも活用して、今後の減量化対策も進めていかなければならないと考えております。</p> <p>それから、3ページの方、表2の方ですけれども、今後の施設整備方針案として、三つを挙げております。新施設整備、これは地域の木材等を活用した新しい焼却施設を建設するという方法。基幹改修、今のきれいセンターを有効活用しながら大規模な改修を行って、延命化していく方法。委託処理、これは量による経済効果の高い、焼却処理を民間や近隣自治体に委託することで、施設の建設費やランニングコストを低減する方法、の三つに絞って検討している段階です。今後、皆様とも協議しながら、方針決定する必要があると考えております。</p> <p>あとは、ページをめくっていただけになりますが、4ページから決算状況の説明となっております。</p> <p>5ページに市町負担金の推移のグラフがございます。5ページの(2)に、ごみ処理手数料の増減比較があります。どちらも芸北地域の加入により、北広島町の負担金の増額、ごみ処理手数料の増額ということになっております。</p> <p>6ページには、資源化物の売却代の比較の表がございます。アルミとスチールプレスのそれぞれの単価と数量を記載しております。</p> <p>7ページには、決算統計による性質別歳出で、決算認定資料に載せていたものです。</p> <p>8ページ、9ページが、議会・監査会の開催状況でございます。</p> <p>10ページが、人事行政の状況です。</p> <p>11ページ、許可の状況です。芸北地域の加入によりまして、収集運搬業許可業者が2社増えております。</p> <p>12ページの方に、ごみ処理実績として、安芸高田市さん、北広</p>



事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>島町さん別の29年度のごみの搬入量をまとめたものがございます。12 ページの表の一番下の方ですけど、年間ごみ総処理量、安芸高田市さんが7,812 t、北広島町さんが4,873t となっております、前年度比で、安芸高田市さんが1.45%、北広島町さんが10.52%、それぞれ増加しているという状況です。</p> <p>右のページ13 ページですが、家庭ごみと事業系ごみの割合の推移、それからごみ焼却量の推移です。</p> <p>14 ページ、15 ページは、市町別のごみ処理量です。</p> <p>16 ページが、年間一人あたりのごみ排出量でございます。16 ページの一番下のグラフ、ご覧いただきますと、四角の折れ線グラフが組合の1人1日あたりのごみ排出量です。29年度は726グラム、年々増加している状況となっております。</p> <p>17 ページの方、燃えるごみのごみ組成です。17 ページのアの表でございますけれども、黒の波線の割合が紙布類の割合でございますけれども、29年度の割合が74.18%と、急に高くなっている状況でございます。</p> <p>18 ページの方、お聞きいただきますと、ごみ処理に係る経費でございます。その表の右下ですけども、年間1tあたりの経費は、44,509円となっております、県内平均46,034円よりは、少ない額となっております。</p> <p>右側のページ19 ページに経費別推移のグラフがございます。また、主な補修内容をエの欄に記載しております。焼却炉の補修を主に実施している状況です。</p> <p>20 ページが、資源化状況の一覧です。</p> <p>21 ページに、資源化量と資源化率の推移のグラフがございます。資源化率の推移の表がございますが、真ん中の表でございます。下側の表です。29年度の資源化率は、23.54%と少しずつですけども、リサイクルの取り組みを進めている状況です。</p> <p>22 ページ、23 ページが、リサイクルの処理先や処理方法の説明でございます。</p> <p>24 ページ、25 ページに環境への影響についての各種検査結果を載せております。</p> <p>それから、26 ページを開いていただけたらと思うんですけども。26 ページ、日曜開場の状況がございます。日曜開場日の市町別の持込人数と量の推移を載せております。市町の広報で、最近、とても利用者が多い状況となっております。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>それから、(14)、死亡獣畜の処理状況を載せております。平成29年度の鹿の処理数は、810匹、これを全て焼却処理しております。今後の増加も予想されますので、処理方法や処理先についてまた検討が必要な状況となっております。</p> <p>以降、参考資料を掲載させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>すみません、ここで、本日お配りしました資料の説明を少しさせていただきます。</p> <p>資料の3を見ていただきたいと思うんですけども。資料の3の方に、芸北広域きれいセンター地方公共団体実行計画（事務事業編）ですけども、これは、温暖化対策のために地方公共団体全てに策定の義務と報告義務が課せられているものです。11ページをお開きいただけたらと思います。11ページの一番下のグラフでございますけれども、温室効果ガス排出量を、2030年度までに5,304t-CO<sub>2</sub>以下にする、という目標を立てております。基準年度、2013年度、平成25年度から比較して、2030年度、平成42年度までに21%削減するという目標で、今後取り組んでいくというものですけれども、日本全体の目標というのも26%という数字があるわけですが、非常に厳しい目標です。当組合の場合は、ごみの焼却に伴うものがほとんどですので、焼却ごみの削減というのに力を入れていかなければならない状況です。</p> <p>すみません、それから資料の4をご覧くださいと思います。A4ですけども、開いたらA3になりますけれども。資料の4「一般廃棄物処理施設整備等基本構想」ですけども、そこにあるオレンジ色で囲んであります新施設整備、青色の基幹改修、それから緑色の委託処理と、この三つの方法の中から、選んでいこうと検討しております。当然まあ、今後、組合議員の方は、もとより、安芸高田市、北広島町さんとも協議を重ねていく必要があるわけですけども、まずは、この三つの案を提出させていただいたものでございます。</p> <p>中のページを開いていただきますとA3になるんですが、ちょっとそれぞれの状況的なものの説明をしておきます。左側にあるのが新施設整備でございますけれども、これは、一般家庭ごみだけではなくて、下水汚泥や建築廃材と一緒に燃やすということで、発電と蒸気の供給を可能にするエネルギーセンターとしての構想です。中央が、基幹改修で、今の焼却施設の大部分を取り替える</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>ことで、延命化し、さらに 10 年から 15 年、今の施設を使い続けるというものです。そして、右側が、そうですね、右側が委託処理ということで、その緑色の所にある委託処理の写真があるのが、島根県安来市の施設でございまして、既存の焼却施設の横に簡単な中継施設を作りまして、近くにあります民間の焼却処理施設に運んで処理しておられます。</p> <p>これらの三つの方法、最後の裏のページになりますけれども、施設整備の方向性の検討ということで、それぞれ利点と問題点をあげております。</p> <p>今後の経済状況や技術革新の状況、近隣自治体や民間事業者の動向等、いろんな諸条件が日々変化しているわけで、非常に難しい判断ではございますけれども、早急に方針決定を行うべく、御指導、御協力をお願いしたいと思っております。</p> <p>以上、年度の事業報告ということで、行政報告書、それから昨年度の事業内容、検討内容を踏まえて説明させていただきました。説明が長くなりまして、すみませんでした。</p>
	議 長	<p>これで提案理由の説明を終わります。</p> <p>次に監査委員より決算審査の結果報告を求めます。</p>
	監査委員	<p>はい。</p>
	議 長	<p>木原監査委員。</p>
	監査委員	<p>はい。それでは、監査報告をさせていただきます。提出議案の方に戻っていただきまして、9 ページになります。平成 29 年度決算審査について、ということで御報告いたします。</p> <p>地方自治法第 292 条において準用される同法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された平成 29 年度の決算審査を執行したので、その結果を意見を付して報告いたします。ということで、10 ページから意見書を付けさせていただきます。</p> <p>概要ですけれども、審査の対象といたしまして、平成 29 年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算。審査期日が、平成 30 年 11 月 13 日に行いました。</p> <p>審査の方法といたしまして、今ちよっと読み上げさせていただきますけれども、審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類について、関係帳簿、証書類との照合を行い、現金預金残高及び基金状況を通帳、関係諸帳簿等により確認した。これらについては、例月出納検査及び定例監査の結果も参考とし、計数の正確性等を検証した。また、予算執行の状</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	<p>況や執行内容等について、提出された資料を基に関係職員から説明を聴取して審査を実施した。</p> <p>審査の主眼でございます。予算及び事務事業の執行が計画的、効率的に行われているか、収入の確保が適正に行われているか、支出は経済的・効果的に行われているか、違法・不当な会計処理がなされていないか、契約・検収事務が適正に行われているか等に主眼を置いて審査を実施いたしました。</p> <p>審査の結果でございます。決算書等は法令に準拠して作成されており、計数は正確で内容も適正であると認められました。予算は適正に執行され、予算の流用及び予備費の充用も適正に処理されていると認められました。財産に関する調書について、計数は正確であり、保管・管理状況も適正に行われていると認められました。基金の運用状況について、計数は調書のとおり正確であり、適正に運用されていると認められました。特に問題、異常な係数等は認められなかったことを報告いたします。</p> <p>11 ページは決算の概要及び意見ということで、決算の概要についてここに記しております。これは事務局の方で先ほど御説明をいただいたのと同じ数字をいただいておりますので、特に問題がなかったことだけを申し上げたいと思います。</p> <p>15 ページになりますけれども、15 ページに意見を付しております。一つ目は4つの意見ですけれども、記載させていただきましたので、ここも少し恐縮ですが朗読をさせていただきます。意見。平成29年度は、北広島町芸北地域の組合加入もあり、決算状況は、前年度と比較して歳入で108,959,544円、歳出で100,497,406円それぞれ増加している。焼却炉の老朽化に伴う修繕費用や収集運搬業務の全面委託開始に伴う費用の増加等が主な原因であるが、適正なごみ処理を継続実施するために、努力していることは理解できる。しかし、市町の財政運営は、一段と厳しさを増す状況であり、今後の課題として、次のとおり、意見・要望を付する。</p> <p>ア、民間委託の推進。組合運営の効率化を図る目的で、収集運搬業務等、民間事業者への業務委託を拡大しているが、その業務についての管理責任は、組合にあることを忘れてはならない。また、業務によっては、組合が直接実施すべき業務もあり、委託する業務を十分精査する必要がある。委託の方向性だけでなく、市町との連携も図りつつ現業務の効率化とサービス向上を図ることも検討されたい。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p data-bbox="360 230 504 264">監査委員</p> <p data-bbox="360 1664 504 1697">議 長</p> <p data-bbox="360 1821 504 1854">議 長</p>	<p data-bbox="520 230 1468 533">処理方法の改善。紙おむつを焼却ではなく資源化できる装置について、調査検討を行っており、焼却量の削減に努めている。鹿の処理についても、最近では微生物を活用した処理装置を導入し成果をあげている自治体もある。視察等を行い、調査を実施する等、積極的に新技術の情報収集を行い、コスト削減に繋がるものは設備導入を図りたい。</p> <p data-bbox="520 544 1468 902">施設整備のあり方。現在、今後の施設整備の方向性について検討中であるが、目標年度が平成 38 年度ということであり、それまで現有施設の稼働は可能と判断している。焼却施設については、大型焼却炉の方が発電等も含め費用対効果が高く、集約化・大規模化へ進んでいる。今後の人口減少を考慮すると、民間や他自治体への委託が現実的とも考えられ、民間活力を最大限に生かす手法も十分検討されたい。</p> <p data-bbox="520 913 1468 1328">ごみの減量化対策。ごみの種類組成の測定結果によると、紙・布類が 7 割以上を占めている。また、古紙類の排出量に地域差がみられ、集団回収の活発な地域との相関もみられる。これらのデータを解析することで、新たな施策展開も可能である。例えば、自治会等への加入率が低い地域では、店舗や公共施設での拠点回収を実施する等、地域の実状に応じた柔軟な施策が求められる。ごみの減量化が、最も効果のある経費削減であることを踏まえ、減量化に積極的に取り組まされたい。</p> <p data-bbox="520 1339 1468 1597">以上、組合の事業執行についての意見を述べたが、今後は、市町主導による施策展開も必要な時期となっている。縦割り行政の弊害はあるものの、市町においての総合的な取り組みが効果的な場合が多い。安芸高田市・北広島町による主体的な活動が推進されるよう、情報共有・連携強化の役割を組合に期待します。</p> <p data-bbox="520 1608 1468 1641">ということで、御報告とさせていただきます。以上です。</p> <p data-bbox="520 1653 1468 1686">これをもって、監査委員の報告を終わります。</p> <p data-bbox="520 1697 1468 1731">この際、3 時 10 分まで休憩といたします。</p> <p data-bbox="520 1742 1468 1776">〔暫時休憩中〕</p> <p data-bbox="520 1787 1468 1821">それでは休憩をといて、会議を再開いたします。</p> <p data-bbox="520 1832 1468 1865">これより質疑に入ります。</p> <p data-bbox="520 1877 1468 2112">議案につきましては、決算認定ということでございますが、一般質問を別に設けておりませんので、組合の施策のこと、きれいセンターのことやごみの収集のことなど、その他、全般にわたっての質問がございましたら、ここで、質問いただきたいと思います。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>議 長</p> <p>5 番議員</p> <p>議 長</p> <p>5 番議員</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>す。なお、質問は、一問一答方式とし、挙手の上、自席で起立により、行ってください。</p> <p>それでは質疑はありませんか。</p> <p>議長。</p> <p>5 番、中田節雄君。</p> <p>決算のことについては別に異論はございません。ただ、施設の整備、基本構想の関係で将来的にわたってどうなるのか、三通りの案が出されております。その中で新設整備、施設を更新する場合ですね、廃棄対象物というのが一般可燃ごみ、家庭ごみ、事業ごみ、そして下水、し尿汚泥、建築廃材というふうになっております。非常にコストは高くつくわけですが、実際、シミュレーションをしてみたところですね、下水とかし尿汚泥、これは各市町で、処理に出しておりますけれども、これの処理費等を含めて、トータル的にどうなのか。また、建築廃材、これらの持ち込みといたしますか、現在処理されているものが、どこへ持って行くかわかりませんが、ここの当センターの方で持ち込まれた場合に果たしてどうなのか、そういった所を含めてシミュレーションされたことはありますか。</p> <p>議長。</p> <p>答弁を求めます。事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。今後の施設整備のことでございます。新設整備についての検討状況ということでございますけれども、今、おっしゃるようになりますね、おっしゃるように、結局、このプランっていうのは新しく発電とか、蒸気を使うということになると今の組合のごみ処理量だけでは、とてもそういう設備が、効率が悪い設備になってしまうので、下水汚泥や建築廃材も合わせてですね、処理するトン数、能力をですね、高めるっていうことで検討しているのがその新設整備です。おっしゃるように、これは建設廃材とかでしたら受け取りに対して逆に費用をもらったりとか、下水とし尿汚泥についてもおそらく今、市町さんでは処理費用を払って、資源化なり委託なりということで処理されていらっしゃると思うんですが、そういった費用はこれには含めておりません。これはあくまで建設コストと運営管理コストによって大体の試算をしている状況です。</p> <p>ちょっとこの説明の方、ちょっと先ほど説明が不足だったんですけれども、一番下の欄を見ていただくと、9 番に比較という</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>のがございます。この比較というのは、委託処理ですね、民間企業にあるいは近隣の自治体に委託をする、これはまあ、今、きれいセンターで実際、布団や可燃性粗大ごみを委託処理に出している三光株式会社という、鳥取県にある会社なんですが、その委託費用を基に算出した委託処理に関わる費用、これを基準といたしまして基幹改修、新設整備がどれくらいのコスト比較になるかというのを、おおざっぱに算出したものでございます。</p> <p>比較といたしまして、新設整備は1ヶ年概算経費で、これ千円単位ですので、104,261,000円コストがかかると。それから基幹改修の方は、763,000円、コストが少し安くなるという、そういう算出をしているものでございます。ただ、議員のおっしゃるような下水汚泥とか建築廃材の受け入れ費用のコスト削減ですとか、あるいは発電の対価、蒸気等を送る対価というのはこれには含まれておりません。ですので、コストはかかるんですけども、これは地域のエネルギーセンターとしての役割というのができるものかなあというのがあります。あと、まあもう少し詳しく説明させていただくと、そこにある、この焼却炉はコストを削減するために1炉での施設になっております。大概、焼却施設は2炉、3炉というような形状にしておりますけれども、これはコスト削減のために1炉ということで、建設費を抑えております。なおかつ、建屋ですね、建屋を囲うことでかなりのコストになっているんですが、この建屋も必要最小限なごみピットの部分だけを囲むということで、価格を考慮したのがその新設整備ということになっております。</p> <p>ただしまあ、コスト的には基幹改修、真ん中のブルーのところですけども、既存の設備をこれはもう入れ替えるっていう案です。メーカーによりますと、もう1社はほとんど施設を更新するという提案をしてきているメーカーもございますが、そういったことをすれば新しい施設と同様に、施設運営が可能であると考えております。最近、特に民間の方で、こうした動きが活発なんですけど、自治体のごみを請け負って処理しようということが多くあります。技術的には産業廃棄物の焼却をしているところはですね、家庭ごみの焼却も十分可能です。焼却っていうのが一番スケールメリットが高いので、20トン、30トン燃やすよりは90トン、100トン燃やして発電をする、蒸気も送るっていうのが一番の理想です。そうすると産業廃棄物だけでなく一般廃棄物もということで、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>まあ非常に安いコストでも対応するというので、民間の処理場の建設等も盛んになっております。実際、この度の災害ごみにつきましてもですね、自治体で処理できない物については大手のそういった処分会社の方で処理をしているというような状況がございます。</p> <p>以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。他に。</p>
	5 番議員	<p>中田節雄君。</p>
	5 番議員	<p>はい。もう少し聞かせてください。</p> <p>新設整備の方は1炉ということでしたけれども、定期点検であるとかそうした故障、メンテナンス、そういった時に、どれくらいの日数を要するのかわかりませんが、その間は受入はできない、焼却はできないということになりますよね。現有施設でしたら2炉あるから、1炉ほどそういうメンテナンスをしても対応可能であると、そういった面からどちらが得なのかわかりませんが。そうするとやっぱり、委託処理がこれは一番手っ取り早い方法かもしれませんが、ただやはり自分のところで出たごみは自分の町で処理するということの基本的なスタンスがいるのではなかろうかと。やはり、じゃあ我が町にこうした民間の処理業者が来るとなると、皆さんいかにお考えになろうかと。やはりそういうところを考えると施設更新か大規模改修かの二つのうちの一つを選ばれる方法が良いのかなと。委託処理の方がコストが安くつくという面があるかもしれませんが、ただコスト面だけで考えて良いのかどうかというところもございますので、そういった所を精査しながら選択、またいろいろこれにつきましては途中段階での報告もあろうと思いますけれども、良く考えられてですね、情報をいただきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
	議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
	3 番議員	<p>はい。</p>
	議 長	<p>金行哲昭議員。</p>
	3 番議員	<p>はい。1点お聞きします。今の施設のことですが、たちまち鹿とか、おむつとかいうのが近々の問題としてなっとれば、我が市、我が広域団体としてどういう考えでおられるのか1点お聞きします。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。</p>



事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事務局長 議 長 事務局長</p> <p>議 長 3 番議員 議 長 3 番議員</p> <p>議 長 事務局長 議 長 事務局長</p>	<p>はい。</p> <p>児玉一朗君。</p> <p>はい。鹿、紙おむつについての処理する方向性でございますけれども、鹿につきましては、今現在、堆肥化処理と申しますか、微生物で発酵処理させるという方法をとっている市町があります。この辺で言いますと大崎上島町ですとか、あるいは岡山県の備前市、和気町といったところでそういった取り組みをしているところがございます。鹿を、おがくずっていうかそういう中に入れて、そこで処理するっていう、最もコストがかからないやり方です。</p> <p>紙おむつにつきましては、丁度リサイクルできるんじゃないかということで紙おむつの処理装置をきれいセンターに置いて、今、丁度実験をしているところです。紙おむつについてもですね、環境省の方、来年度リサイクル指針を作るという新聞記事もございましたし、逆に国交省の方は下水で流す、という処理方針も打ち出しているところでございます。組合としては今、紙おむつをプラスチックのような形にしてこれをリサイクルできないかということを考えています。特に焼却処理をいかに減らすかというところを主眼に置いて、今やっております。鹿についてはなかなか燃えにくい。それから捕獲頭数がだんだん増えてきているということで、とりあえずは今、焼却できるんですけど、別の有効的な処理方法はないか今、模索している段階ですので、焼却処理からなんとか他の資源化できないかというのは検討している段階です。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>はい。</p> <p>金行哲昭君。</p> <p>その処理ですが、監査委員の方も言うておられるように、もっと委員の方は勉強しなさい、ということですから、そこへ、施設へ、見学に行く等々のことが必要と考えますが、どのように考えていらっしゃるでしょうか。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>児玉一朗君。</p> <p>はい。そうですね。実際まあ、今頃ネットでいろんな情報が入っているんですけども、実際に、例えば匂いとか、今の鹿の処理施設っていうのは匂いとか、そういった問題もあるので、実際に行</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>4 番議員</p> <p>議 長</p> <p>4 番議員</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>って、その施設を見ないとわからない、というのがたくさんあると思うんです。ですので、おっしゃるように、そういったところも議員さんの皆さんと一緒に視察等、行けるような計画もですね、また御相談しながら、来年度計画を立てていければなあと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>議長。</p> <p>4 番、美濃孝二君。</p> <p>4 番、美濃です。</p> <p>2 点お伺いしますが、先ほど中田議員からも質問がありました、施設整備の問題で、その中で委託処理についてですが、この資料 4 の中で、真ん中の四角枠がありますけれども、大規模焼却施設（民間・公共）とありますが、公共というのは具体的にはどういうものなのか伺います。</p> <p>一つずつの方がいいんでしょうか。</p> <p>〔「一問一答」と言う者あり〕</p> <p>ただ今の件、答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>児玉一朗君。</p> <p>はい。今、委託処理の処理先の面でございますけれども。大規模施設ということになりますと民間の会社で、公共施設ということになりますと、例えば近隣の市町さんの焼却施設ということになります。これは勿論近隣の市町さんとの協議が必要なんです、例えば広島市さん、焼却能力について余裕はあると思っております。あるいは三次市さん、こちらもそういった受け入れについて対象になるかなとは思っております。ただまあ、それぞれの市町さんも例えば庄原市さんは、今、新しい施設の建設を計画していらっしゃいます。今後、そういった所で市町さんとの情報も交換しながら、そういった委託処理、例えば県内では、大竹市さんが委託処理をされる計画です。今、大竹市さんは自前の RDF の燃料化のごみ処理場を作ってらっしゃる、持ってらっしゃるんですが、廿日市さんが新しい施設を建設されるということで、その新しい施設に大竹市さんは、ごみの処理の委託をされました。そういう形で共同して処理するというやり方です。島根県さんでもそうで</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>4 番議員</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>す。邑智郡総合事務組合というのがありまして、川本町にクリーンセンターがあるんですけども、そこは大田市さんのごみを受け入れることで施設の規模を大きくして、コストをもう少し下げようという計画です。ですので、そういった近隣自治体さんとの共同運用しながら、施設の運営というのにも考えないといけないかなというところです。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>はい、美濃孝二君。</p> <p>周辺近隣市町も含まれるということですけども。今、全国的には、空港、水道、下水道、いかどうかは別にしましても、国の方向としたらそういうふう動いていると思います。水道も広域連携が、安芸高田市さんとも北広島やっておるようですけども。ごみも広域処理っていうものを県が旗を振ってそういうことを考えるっていうことは今あるんでしょうか。ないんでしょうか。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>児玉一朗君。</p> <p>はい。そうですね。広域処理につきましては、平成、ちょっと年代はあれなんですけど、9年くらい、ダイオキシンの問題になった時に、広域で処理しなさいという広島県からのお願いというのがございました。当時は、それぞれの市町が焼却場を持っていたんですけども、今後は新しい施設を作る際には、広域的に処理することで現在の焼却施設を減らしなさい。あと、処理する能力を上げることによって、ダイオキシンが低減になるので、10トン、20トン燃やすより100トン以上燃やした方がダイオキシンが低減できることが、当時の見解でしたので、そういった形で、当時は広域ブロックっていう案が出されています。</p> <p>で、この安芸高田市、北広島町というのは広島市と一緒に施設を運営しなさい、というような計画がありましたが、当時は、きれいセンターが、まだ出来てそれ程、年数経っていませんでしたので、そのままの状況で、というふうになっています。</p> <p>今、東広島市さんと竹原市さん、大崎上島町さんは、広島中央環境衛生組合というのを作って、新しいごみ処理場、し尿処理場を整備されていますけど、それは、その当時の広域ブロックの枠組みです。その広域ブロックの枠組みがあったからという理由で、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>4 番議員</p> <p>議 長</p> <p>4 番議員</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p>	<p>ずっとその検討を進められて広域ブロックで、施設整備を進められている状況です。</p> <p>最近、県の方で音頭を取ってやったのは、福山市にある RDF、ごみの固形燃料ですね、固形燃料の発電施設。これは県が広域化を進めようということで、進めた事業です。で、大竹市さん、廿日市市さん、それから府中市さん、東城町、あと甲世衛生組合かな、福山市さんとかで、そのあたりが参画されてですね、福山の福山市に、JFE さんの大きな焼却炉、発電施設で、発電するというので音頭を取ってやられています。</p> <p>そういうことでやっているんですが、それ以降は、焼却施設についての進展っていうのはない状況です。ただ、県の方も今、RDF の事業があったので、広島県のリサイクル率というのは凄く高いんですが、それが平成 34 年でしたか、もう廃止する、無くなる予定ですので、今後は、リサイクル率を高めるために、最近の県の会議ではリサイクル率を高める取り組みっていうのをかなり、どうやったら良いかというのを、市町さん集めていろいろ協議するような場がたくさんございました。今年度は災害の関係でほとんどそういうのは無いんですが、2, 3 年前からそういうリサイクル率を進めるための協議っていうのは進んでいます。施設については、今のところそういった広域のは無いということです。すみません。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>はい、議長。</p> <p>美濃孝二君。</p> <p>はい。いくつかの方法を出されていますが、今の公共についての広域化、スケールメリットを活用する、という点では情報収集も是非お願いをしたいというふうに思います。</p> <p>続いてもう 1 点、別のことなんですが、クリーンセンターの施設についてお伺いします。クリーンセンター、きれいセンター、の進入路ですけれども、この整備について監査の中でも議論がありましたが、この経過、いろいろと組合の職員の皆さん苦勞されていると聞いているので、この経過と対応について、まず説明を求めます。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>児玉一朗君。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>はい。今の議員の御質問なんですけれども、組合の監査議員さんであるということで、監査の方の資料の中にございました件です。</p> <p>きれいセンターの進入路があるんですが、県道から入っていく道、その道が少し狭いんです。大型車が来た時に、離合が難しいということで、そこに排水溝があったんですけども、殆ど用をなしていない排水溝でしたので、それを北広島町さんの建設課とも相談しまして、その排水溝を埋めさせていただいております。埋めるアスファルトはですね、丁度、すぐそばに千代田アスコンというアスファルトの会社がありまして、アスファルトガラ、トン千円だったんですけど、それを33トンくらいでしたか、使って、ずっと、職員がみんなで埋めてちょっと広くしているという状況です。</p> <p>その溝はですね、年に何回か脱輪される方が、多くいらっしゃいまして、冬の時期だと、特に雪が降っていたら見えないんで、落ちられたりということはありません。まあ、そこを埋めたおかげでですね、少し端に寄せるようになったので、離合も少しはしやすくなっていますけれども。</p> <p>まあちょっと、議員さん御指摘のように、進入路について、年間多い時で、そうですね、通常でも200人くらいの方がおみえになる。年末年始になるともう、500、600っていう台数の車が来る、という状況を考えると、ちょっと考えないといけないかなというのは感じているところですが。とりあえず、てっとり早く職員で埋めさせてもらった、というのが今の状況です。</p>
	議 長 4 番議員 議 長 4 番議員	<p>答弁を終わります。</p> <p>議長。</p> <p>美濃孝二君。</p> <p>はい。今説明を受けましたけども、皆さんも体験されていると思いますが、非常に狭い。最近行ってみると、まあ、砂利が敷いてあると。これは大変な作業だと思うんですけども。これ調べてみますと北広島町の町道になっております。で、これをなんとかですね、整備ができないもんかと。で、1日200から、多い時で5、600台となりますとですね、結構大型車もあるんで。あくまで事故は無いようですが、これは環境整備も含めてですね、計画が、町道の改修の計画が、あるのかないのか伺います。</p>
	議 長	答弁を求めます。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者 議 長 管 理 者	<p>はい、じゃあ。</p> <p>管理者、箕野博司君。</p> <p>はい。今、御指摘のように、町道で、北広島町の町道であります。今回、側溝をですね、埋めて、きれいセンターの職員ですね、やってもらったということで、非常に頑張ってくれたというふうに思っておりますけれども。現在では、この町道の拡幅については計画はありません。ですが、もう少しきちっとした工事にするとかですね、いろんなことは考えられると思いますし、ずっと2車線にするというのも、なかなか難しいかもわかりませんが、離合できる場所を何か所か作る、ということも含めて今後は検討をしていきたいというふうに感じております。</p> <p>まあ、これも北広島町の町道ではあるんですが、ほとんどがきれいセンターの利用の方ということで、この費用負担をどうするというのも含めてですね、検討していかにかあいいんかもしれない。そこらも含めて検討させてもらいたいと思います。</p>
	議 長 4 番 議 員	<p>答弁を終わります。</p> <p>議長。</p>
	議 長 4 番 議 員	<p>はい、美濃孝二君</p> <p>はい。建設課と財政課ですね、町道の周辺の所有者を調べようとしたら、国土調査が終わってない、国調が終わってないということで、どなたの所有かわからないのが現状だというふうに聞きました。</p>
		<p>じゃあどうするのかという点ですけども、今の計画、検討するという中にですね、この所有者の、まあ法務局に行って調べるとか、そういう調査活動をですね、是非、北広島町なり、センターも中心になりながらですね、やっていただけないものかどうか。</p> <p>で、今ありました費用負担の問題については、これはあの、協議をしていただきたいとは思いますが、できるだけ早く改善をして、した方が、事故が起きる前に、したほうが良いんじゃないかと思っておりますので、今後の措置について、まあ、検討する以外についてですね、どのようにお考えか伺います。</p>
	議 長 管 理 者 議 長 管 理 者	<p>答弁を求めます。</p> <p>はい。</p> <p>管理者、箕野博司君。</p> <p>はい。所有者の件についてはですね、国土調査が済んでないと</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>いうことになると、なかなか難しいところがあると思います。境界がはっきりしないということでもありますので、そこらも含めて、今わかる範囲での調査はできると思います。その辺は、していきたいというふうに思います。</p>
	議 長	<p>答弁を終わります。 他に質疑はありませんか。</p>
	2 番議員	<p>議長。</p>
	議 長	<p>はい。2 番 熊高昌三君</p>
	2 番議員	<p>決算の認定資料にですね、6 ページに、パッカー車、いわゆるパッカー車ですかね、塵芥収集車、を処分したということで、まあ結果的に1台残っているということで、先ほどの保険の関係もあって、この1台がその事故をした1台かなというふうに考えるんですが、この1台を残したという意味と、それから1千万余りの売却費ですか、これになっておりますが、この算定根拠と言いますか、それについてもう少し詳しく説明いただきたいと思いません。</p>
	事務局長	<p>議長。</p>
	議 長	<p>はい、答弁を求めます。</p>
		<p>児玉一朗君。</p>
	事務局長	<p>はい。パッカー車を1台残した理由ということでございますけれども、やはり、もし何か、万が一事故があって収集が出来ない、そういう時の対応という面が一つと。それから、きれいセンター内での持ち込みが多い時、ピットに入れるんじゃないくて、パッカー車にごみを一旦入れてもらったり、そこは職員がするんですけども。あるいはパッカー車に移送した方が、運んだりした方が、いいものがあるということで、置いております。で、それほどランニングコストを、車検費用等にかかるんですけども、1台は何かあった時のためにということで、置かせてもらっているところです。</p> <p>で、残りのパッカー車の売却の根拠でございますけれども、大体、あの、かなり見ていただくとこれ古い車、平成17、20年というのが、大体償却期間、5年か6年ぐらいですので、もう残存価格は無いんですけども、旧税法では10%、1割は価値があるというのが前の税の関係の、ありましたので、耐用年数が過ぎているものにつきましては、1割負担ということで、例えば679万の平成17年の車でしたら、まあ67万とかっていう、ちょっとまあ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>検討のしようがないんですが、1割という価格で買取してもらっています。</p>
		<p>で、逆に新しい平成28年の車につきましては、減価償却費を除いた、今の法定上の、税法上の、その価格ですよ、その価格での買い取りっていうのをお願いした結果、合計で、先ほどの1千万近くの売却費になっているっていう状況です。</p>
	議 長	<p>以上です。</p>
	2 番議員	<p>答弁を終わります。</p>
	議 長	<p>はい、議長。</p>
	2 番議員	<p>熊高昌三君。</p>
		<p>基本的な算定基準というのは、当然、そういうふうにあるんだと思いますので。あの、一番古いのを残したということの意図もあるのかなという気がするんですが。価値のあるものを残しておく必要より、高く売ったほうが良いというのものもあるんでしょうけれども。まあ、当初予算と決算額が全く一緒ですから、まあ、それなりの見積りを算定してやられたんだと思いますが。その辺の、またお考えがあったのかなあ、という気がしますが、その辺の部分についてはいかがでしたか。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。</p>
	事務局長	<p>議長。</p>
	議 長	<p>児玉一朗君。</p>
	事務局長	<p>そうですね、あのおっしゃったように一番古いので、まあ、売却するには少し価値が少ないということもありましたので、というのもございます。この車が一番、これ実は、排ガス規制がかかるちょっと前ですので、まあ、装備としても一番単純で、一番修理費がかかっていない車だったんです。これ以降になると排ガス対策で、いろんな装置を付けなくてはならなくて、そのトラブルっていうのが結構あったので、ランニングコスト的に一番安い、それから、取扱いも一番みやすいということで、この車をちょっと残した形です。</p>
	議 長	<p>以上です。</p>
	2 番議員	<p>答弁を終わります。</p>
	議 長	<p>はい、議長。</p>
	2 番議員	<p>熊高昌三君。</p>
		<p>十分検討されたということを一応聞いておかにゃあいけんかな、と思いましたので、確認させていただきました。</p>



事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>2 番議員</p> <p>議 長 事務局長 議 長 事務局長</p>	<p>次にあの、監査委員さんから出ました、15 ページの意見書、まあ、意見ということですが、非常にこれ、全てを網羅していただいて、決算の状況もわかりやすくまとめていただいているな、というふうにも見させていただいて、非常に良い監査をしていただいております。評価をさせていただきたいと思います。</p> <p>その上で、まず収集運搬業務の全面委託開始に伴う費用の増加等というのがありますが、今後委託をしてその状況を見ながら、今後どのように推移をしていくのか、その辺をやってみて、その上でどのように感じ取れるのか、今後もそういった状況が続くのか。費用の増加というのは修繕費というところにも関わるのかなど。言葉としては、あるんですけども、まあその辺が一気に書いてありますんで、どちらがどうなんかなあという気もしましたんで。全面委託に関わる、その費用がかさんでいくのか、あるいは、今後はどのように少なくなっていくのかということも含めて、まず1点お聞きしたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>児玉一朗君。</p> <p>はい。そうですね。費用のことですけれども。収集運搬業務、まあ、この修繕費用も増加しておりますし、収集運搬業務の費用も増加しているということでございます。で、収集運搬業務につきましても全面委託の関係で、これまで、安芸高田市のエリアと北広島町のエリアを一つの会社に請け負わせてやっていたんですが、それぞれ別々にした関係でコストが上昇しております。それから新しく芸北地域が加入されたので、その芸北地域の収集コストっていうのも、当然加算されて、増額している状況です。</p> <p>こうした中で、この委託費っていうのが今後上昇するか、どうするかということですが、まあ、委託費については基本的に上昇ということではなくて、さらに効率化とか、効率化を考えながら、あるいは、費用は同じでもサービスを増加させる、例えば、これは市町さんともいろいろ協議しているところですけども、排出困難者の方のサービスとして、そこを戸別に収集するとかそういったサービスを取り入れながら、効率化、あるいはサービスの向上、というのを目指しながらやっていかないといけないっていうのが、監査委員さんの方からも指摘を受けたところでございます。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事務局長 議 長 2 番議員 議 長 2 番議員</p> <p>議 長 事務局長 議 長 事務局長</p> <p>議 長 2 番議員 議 長 2 番議員</p>	<p>以上です。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>はい、議長。</p> <p>熊高昌三君。</p> <p>まあ、少し、はっきりとは今の説明ではわかりにくいとは思いますが、まあ、始めて間がないということで、その辺も分かり、状況も範囲も広がったりしておるとい理由もあると思はますが。全面委託に伴う費用の上昇というだけではないというふうに理解をしていい、というふうに受け止めてよろしいでしょうか。そのことも含めて、もう一度確認したいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>はい。</p> <p>児玉一朗君。</p> <p>そうですね、全面委託に伴う費用というのが、少し増加しているのは確かでございます。これまでの収集運搬とは違った形態になっておりますので、その部分の費用の増加というのは、ございます。ただし、車の購入費用ですとか、燃料費ですとか、そういった部分は、削減できているわけございまして、トータルでみた場合に、上昇というのがそれほどでもない状況ですが、少し上昇しているのは確かです。やはり、エリアを分けたということで、その部分は、ちょっとコストが上昇しているのは、いたしかたない部分かなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>議長。</p> <p>熊高昌三君。</p> <p>まあ、民間委託は、基本的にはコストを削減するためという事が、大きな目標のように、通常は見受けられますので、そこら辺は精査をしながら、今後そういった経費が削減できるような仕組みにしていきたいと思はますし。</p> <p>まあ、その事については、アの方で、業務によっては、組合が直接実施すべき業務もあるというふうに書いてありますが、その辺の仕分けをどんなふうにしていけば、今のようにコスト削減なり、あるいは市民の、あるいは町民のサービス向上に繋がるか、という点を指摘されておるんだと思はますけれども。</p> <p>それについての、事務局としてのお考えがあれば確認したいと</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>2 番議員 議 長 事務局長</p> <p>議 長 2 番議員 議 長 2 番議員</p>	<p>思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>児玉一朗君。</p> <p>はい。そうですね、組合が責任を持ってやらないといけない仕事と、民間に委託して出している仕事というのを、棲み分けというのは、きっちり、精査していかなければならない部分だと思います。</p> <p>今後、考えているのは、焼却炉の操作ですね、こういったところ、今、夜間のみ民間事業者さんに委託しているんですが、昼間も委託するというような方向も検討しております。</p> <p>それから、組合で直接やらなければいけないところ、あるいはですけども、例えば、住民の皆さんと直接やりとりする、分別の仕方ですとか、そういった地域に出向いて説明することですとか、そういった部分については、組合がやらなきゃいけないところかなと思っております。</p> <p>ただ、まあ、実際のところ、他市町では、施設全体を民間委託している所もございます。受入から処理を含めて、全て民間委託という所もございます。そうは言ってもですね、組合の職員もかなりのスキルを持っておるわけで、簡単な修理なんかも、溶接機等、買ってもらっておるんですけども、それで溶接して直す、という形のところもあります。</p> <p>やはり、安全な処理の担保という面で、組合職員もその業務に携わっていかないといけないかなあと、思っているところです。ただ、まだ民間に出せる業務もあるな、とは思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>議長。</p> <p>熊高昌三君。</p> <p>局長さんがおっしゃたような状況だろうと思いますので、今後のことに委ねることもたくさんあると思いますけれども。</p> <p>そこで、先程から同僚議員がおっしゃたように、38年度に向けて、全面的なそういう見直しを図っていくということで、まあ、当面、三つの案を出していただいておりますが。これを検討するにはですね、各、北広島町、安芸高田市、二つの自治体が、同じ方向で、どういうふうに、こう、ごみ処理という問題を考えるかということに、大きく影響してくると思うんでね。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	2 番議員	<p>その辺を含めて、この素案を作られた経緯を含めて、今後、どこでどういうふうに検討していくのか、というのが、今日の提案では、見えてこないんで。特別にそういう委員会みたいなのを作ってやるのか、議会も含めてですね。その辺が、いつからスタートするのかという事も含めて、もうこれが出た以上は、一定の方向を検討しましょう、という提案だと思いますので。これからのスケジュールをどのように考えているのか。あるいは、検討主体をどこに置くのかという事をですね、ある程度、両市町で明確にする必要があるのかなあという気がしますが。まあ、そういったところを、監査委員さんのイから、ずっと以下は、そういったところに全て関係してくると思うんですが。管理者として、あるいは、今日は、副管理者は、副市長さん来られていますが、両市町がどのように考えていくのか、大きく影響してくると思うんで。まあ、今日、全ての結論が出るとは思っていませんが、一定のこういう提案をされた以上は、どういうふうなスケジュールでやっていくのか、あるいは、これ以上の情報は要る、と当然なると思いますが。その辺のしくみをどのように考えていかれるのか、お伺いしたいと思います。</p>
	管 理 者 議 長	<p>議長。 はい。答弁を求めます。</p>
	管 理 者	<p>管理者、箕野博司君。 はい。このことにつきましては、先般、浜田市長と私の方で、この本日お配りをした資料4のことについて、今後どう進めていくか、どう考えていくか、というのを協議をいたしました。 事務局の方からは、大まかにこういう三つの方法があるだろう、という事で、まだ白紙の状態、提案でありまして、まだまだ情報収集をこれからしていかなないとなかなか判断しにくいところがあります。 今、38年度、平成38年度に向けてということがありましたが、基本的な方向は、まあ、それほど猶予はない、と思っております。出来ればもう少し早く、方向性は出したい、基本的な方向性は、出していきたいというふうに思っております。出来るならば、この2、3年の内には、基本的な方向は、細かいところは別にしましてですね、基本的には、こういう方向が良かろうというようなところを、ある程度、方向を見出したい、というふうには思っておりますので。具体的なスケジュールまでは、まだ落とし込んで</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>管 理 者</p> <p>議 長 2 番 議 員 議 長 2 番 議 員</p> <p>議 長 管 理 者 議 長 管 理 者</p>	<p>おりませんけども、議会の皆さんとも協議をしながら、当然、進めていかなきゃいけない事だと思っておりますし、両市町の方とも協議をしていかなきゃいけない、というふうに思っておりますので。</p> <p>いずれにしても、そう遠くないうちに、視察に行ったりとかです、情報収集したりしながら進めていきたい、と考えているところでもあります。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>はい、議長。</p> <p>熊高昌三君。</p> <p>管理者がおっしゃるように、そういう方向になると思いますが、その前提として、各市町のですね、ごみの減量対策の取り組みというんですかね、先程、事務局から説明があったように、各旧町単位で、非常に処理量が違うということ。これはその、分別を自治組織とか、そういった方でやられるということが、大きく影響してきておるということが、まあ、数値として出てきておるわけですよ。だから、この検討する前提としては、そういった取り組みも含めて、ある程度、ここまで分別のことをやっていきましょう、という両市町の取り組みが、必須になってくると思うんですよ。そういった事を先にしながら、一定の数量というものが出てこない、この三つの案という事に進めづらい、と私は思うんですよ。</p> <p>そういった事を早急に検討いただく必要があると思いますが、両方合してですね、並行して進める必要があると思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>管理者、箕野博司君。</p> <p>今、両市町です、担当部署も集まって、定期的に協議を進めているところでもあります。</p> <p>今、御指摘があったように、長期的な方向性も検討しながら、短期的には、ごみの減量化、鹿とか紙おむつの問題も先程ありましたけども、そういった効果が出るころについてはですね、十分検討しながら、早く出来るところは早くしていくと。ごみの減量化によって、随分コストも変わってくるというふうに思っておりますので、それらは並行して努力をしていかなきゃいけない、と考えているところでもあります。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 8	議 長	<p>〔「はい、よろしくお願ひします」と言う者あり〕</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>これをもって、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p>
	議 長	<p>〔「なし」と言う者あり〕</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第7号「平成29年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を起立により採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。</p>
	議 長	<p>〔賛成者起立〕</p> <p>起立全員であります。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第8、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。</p> <p>議会運営委員長から、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。</p>
閉 議	議 長	<p>〔「異議なし」と言う者あり〕</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決定いたしました。</p> <p>以上で本定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもって「平成30年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会」を閉会いたします。</p> <p>御苦勞さまでした。</p>